

市百合園（障害児通所支援事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人英集会が設置する市百合園（以下「事業所」という。）において実施する指定通所支援の指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス（以下「指定通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定通所支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、障害児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、保護者及び障害児の意思及び人格を尊重して、常に保護者及び障害児の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定通所支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年岐阜市条例第3号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定通所支援を提供するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定通所支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市百合園
- (2) 所在地 岐阜市古市場182番地1

（事業所の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員。児童指導員兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名以上（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができる

ように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定通所支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定通所支援の目標及びその達成時期、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援及び放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。
- (ウ) 児童発達支援及び放課後等デイサービス計画の原案の内容を保護者に対し説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した児童発達支援及び放課後等デイサービス計画を記載した書面を保護者に交付すること。
- (エ) 児童発達支援及び放課後等デイサービス計画作成後、児童発達支援及び放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援及び放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援及び放課後等デイサービス計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定通所支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。
- (カ) 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 1名以上

児童発達支援及び放課後等デイサービス計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

(4) 保育士 1名以上

児童発達支援及び放課後等デイサービス計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

2 その他、特別支援実施のため臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士は、しらゆり発達医療センターから派遣される。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(ただし、国民の祝日、年末年始及び法人の定めた休日を除く。なお、連続5日以上の子連休となる場合は、保護者に周知の上、祝日又は休日を営業日とすることがある。)

(2) 営業時間 9:00~18:00

(3) サービス提供時間

指定児童発達支援 9:00~15:00

指定放課後等デイサービス 15:00~18:00

ただし、学校の長期休暇時期は指定放課後等デイサービスに限り、サービス提供時間を9:00~18:00とする。

(利用定員)

第7条 事業所のサービス提供単位ごとの定員は次のとおりとする。

指定児童発達支援 利用定員は、10名

指定放課後等デイサービス 利用定員は、10名

2 事業所は、前項の定員を超えて事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(指定通所支援を提供する主たる対象者)

第8条 障害児通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

指定児童発達支援 未就学障害児（身体障害児、知的障害児及び発達障害児）

指定放課後等デイサービス 障害児（就学児で小・中・高等部在籍の身体障害児、知的障害児、及び発達障害児）

(指定通所支援の内容)

第9条 事業所が提供する指定通所支援の内容は次のとおりとする。

(1) 指定通所支援計画の作成

(2) 日常生活の支援

① 日常生活における基本的な動作の指導

② 集団生活への適応訓練

③ その他必要な支援

(3) お迎えサービス(放課後等デイサービス事業のみ)

事業所の所有する車両により、特別支援学校等へ利用者のお迎えを行う。

(保護者からの受領する費用の額等)

第10条 事業所は、指定通所支援を提供した際は、保護者から指定通所支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 事業所は、第2項の支払いを受ける額のほか、指定通所支援において提供される便宜に供する費用のうち、おやつ代1回30円及び日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者が負担することが適当と認められるもの（活動費・材料費等必要に応じた額）について保護者から徴収することができるものとする。

4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

岐阜市 本巣市 山県市 瑞穂市 関市 大野町 北方町 揖斐川町

ただし、地域の実情、保護者の希望、その他障害児の状況により、上記以外の地域の利用も可とする。なお、放課後等デイサービスのお迎については、お迎え時間、距離等を勘案して決定する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 12 条 サービスを利用するにあたって、保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 13 条 事業所は、障害児の保護者の依頼を受けて、当該障害児が同一の月に指定通所支援を受けたときは、当該障害児が当該同一の月に受けた指定通所支援に要した通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限額、又は令第 25 条の 6 第 1 項規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児の保護者及び障害児に対し指定通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時における対応)

第 14 条 事業所の従業者は、指定通所支援の提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

2 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定通所支援に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定通所支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により、岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により実施する調査又はあっせんに協力するものとする。

(個人情報保護)

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の秘密を保持するものと

する。

- 3 職員であった者に、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児又は保護者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又は保護者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 18 条 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者の選任及び設置、虐待防止委員会の設置など必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施、及び虐待防止委員会検討結果の周知徹底等の措置を講ずるものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続)

- 第 19 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に障害児又は保護者の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業所は、身体拘束適正化検討委員会の設置と検討結果の周知徹底、身体拘束等の適正化のための指針の整備、職員への身体拘束等の適正化の研修の実施等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 20 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 6 か月以内
 - ② 継続研修 年 3 回程度
- 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人英集会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

この運営規程は原本と相違ないことを証明します。

令和 6 年 2 月 9 日

社会福祉法人英集会
理事長 福富 悌